

エコアのeでんき 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点
 - ・一部内容改定、適用単価の変更
2. 電気料金メニュー約款（エコアのでんき）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後																				
第1条	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで九州電力送配電株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。</p>	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで九州電力送配電株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。<u>料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u></p>																				
第4条 第1項	<p>1. eファミリープラン (4) 電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="264 1686 839 1872"> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>632円48銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>948円72銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,264円96銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,581円20銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,897円44銭</td></tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電流 20 アンペア	632円48銭	契約電流 30 アンペア	948円72銭	契約電流 40 アンペア	1,264円96銭	契約電流 50 アンペア	1,581円20銭	契約電流 60 アンペア	1,897円44銭	<p>1. eファミリープラン (4) 電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="887 1686 1461 1872"> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>632円48銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>948円72銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,264円96銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,581円20銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,897円44銭</td></tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電流 20 アンペア	632円48銭	契約電流 30 アンペア	948円72銭	契約電流 40 アンペア	1,264円96銭	契約電流 50 アンペア	1,581円20銭	契約電流 60 アンペア	1,897円44銭
契約電流 20 アンペア	632円48銭																					
契約電流 30 アンペア	948円72銭																					
契約電流 40 アンペア	1,264円96銭																					
契約電流 50 アンペア	1,581円20銭																					
契約電流 60 アンペア	1,897円44銭																					
契約電流 20 アンペア	632円48銭																					
契約電流 30 アンペア	948円72銭																					
契約電流 40 アンペア	1,264円96銭																					
契約電流 50 アンペア	1,581円20銭																					
契約電流 60 アンペア	1,897円44銭																					

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">契約電流 20 アンペア</td> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>18 円 27 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 87 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 86 銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">契約電流 30 アンペア</td> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>18 円 27 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 18 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 08 銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">契約電流 40 アンペア 50 アンペア 60 アンペア</td> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>18 円 27 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>22 円 03 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>24 円 78 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 最低月額料金 (a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>334 円 26 銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電流 20 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 27 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 87 銭	上記超過 1 キロワット時につき	26 円 86 銭	契約電流 30 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 27 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 18 銭	上記超過 1 キロワット時につき	26 円 08 銭	契約電流 40 アンペア 50 アンペア 60 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 27 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 03 銭	上記超過 1 キロワット時につき	24 円 78 銭	1 契約につき	334 円 26 銭	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">契約電流 20 アンペア</td> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><u>18 円 36 銭</u></td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><u>23 円 96 銭</u></td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td><u>26 円 95 銭</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">契約電流 30 アンペア</td> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><u>18 円 36 銭</u></td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><u>23 円 27 銭</u></td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td><u>26 円 17 銭</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">契約電流 40 アンペア 50 アンペア 60 アンペア</td> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><u>18 円 36 銭</u></td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><u>22 円 12 銭</u></td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td><u>24 円 87 銭</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 最低月額料金 (a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 契約につき</td> <td><u>335 円 34 銭</u></td> </tr> </tbody> </table>	契約電流 20 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>18 円 36 銭</u>	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>23 円 96 銭</u>	上記超過 1 キロワット時につき	<u>26 円 95 銭</u>	契約電流 30 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>18 円 36 銭</u>	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>23 円 27 銭</u>	上記超過 1 キロワット時につき	<u>26 円 17 銭</u>	契約電流 40 アンペア 50 アンペア 60 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>18 円 36 銭</u>	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>22 円 12 銭</u>	上記超過 1 キロワット時につき	<u>24 円 87 銭</u>	1 契約につき	<u>335 円 34 銭</u>
契約電流 20 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき		18 円 27 銭																																													
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		23 円 87 銭																																													
	上記超過 1 キロワット時につき	26 円 86 銭																																														
契約電流 30 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 27 銭																																														
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 18 銭																																														
	上記超過 1 キロワット時につき	26 円 08 銭																																														
契約電流 40 アンペア 50 アンペア 60 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 27 銭																																														
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 03 銭																																														
	上記超過 1 キロワット時につき	24 円 78 銭																																														
1 契約につき	334 円 26 銭																																															
契約電流 20 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>18 円 36 銭</u>																																														
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>23 円 96 銭</u>																																														
	上記超過 1 キロワット時につき	<u>26 円 95 銭</u>																																														
契約電流 30 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>18 円 36 銭</u>																																														
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>23 円 27 銭</u>																																														
	上記超過 1 キロワット時につき	<u>26 円 17 銭</u>																																														
契約電流 40 アンペア 50 アンペア 60 アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>18 円 36 銭</u>																																														
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>22 円 12 銭</u>																																														
	上記超過 1 キロワット時につき	<u>24 円 87 銭</u>																																														
1 契約につき	<u>335 円 34 銭</u>																																															
第4条 第2項	<p>2. eファミリープラン ライト (4) 電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。た</p>	<p>2. eファミリープラン ライト (4) 電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。た</p>																																														

だし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円 (以下単に「X 円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	904 円 17 銭
契約電流 40 アンペア	1,205 円 56 銭
契約電流 50 アンペア	1,506 円 95 銭
契約電流 60 アンペア	1,808 円 34 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 40 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 72 銭
上記超過 1 キロワット時 につき	25 円 57 銭

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと 1 月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	334 円 26 銭
---------	------------

だし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	904 円 17 銭
契約電流 40 アンペア	1,205 円 56 銭
契約電流 50 アンペア	1,506 円 95 銭
契約電流 60 アンペア	1,808 円 34 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 49 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 81 銭
上記超過 1 キロワット時 につき	25 円 66 銭

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと 1 月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	335 円 34 銭
---------	------------

第 4 条
第 4 項

4. e ビジネスプラン ライト

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4

4. e ビジネスプラン ライト

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし

	<p>(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="261 349 858 427"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>300 円 43 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="261 595 836 857"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 37 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>22 円 69 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>25 円 54 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	300 円 43 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 37 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 69 銭	上記超過 1 キロワット時につき	25 円 54 銭	<p>す。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="884 315 1481 394"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>300 円 43 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="884 562 1465 824"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 46 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>22 円 78 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>25 円 63 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	300 円 43 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 46 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 78 銭	上記超過 1 キロワット時につき	25 円 63 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	300 円 43 銭																	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 37 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 69 銭																	
上記超過 1 キロワット時につき	25 円 54 銭																	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	300 円 43 銭																	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 46 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 78 銭																	
上記超過 1 キロワット時につき	25 円 63 銭																	
<p>第 4 条 第 5 項</p>	<p>5. e ビジネスプラン MAX</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="261 1715 858 1794"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>309 円 92 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="261 1928 836 2110"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 92 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 41 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	309 円 92 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 92 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 41 銭	<p>5. e ビジネスプラン MAX</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="884 1682 1481 1760"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>309 円 92 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="884 1928 1465 2110"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>18 円 01 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 50 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	309 円 92 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 01 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 50 銭				
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	309 円 92 銭																	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 92 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 41 銭																	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	309 円 92 銭																	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 01 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 50 銭																	

		上記超過 1 キロワット時につき	22 円 26 銭		上記超過 1 キロワット時につき	22 円 35 銭
	契約容量 8 キロボルト アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 03 銭		120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 12 銭
		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 03 銭		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 12 銭
		上記超過 1 キロワット時につき	22 円 03 銭		上記超過 1 キロワット時につき	22 円 12 銭
	契約容量 9 キロボルト アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 79 銭		120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 88 銭
		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 79 銭		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 88 銭
		上記超過 1 キロワット時につき	21 円 79 銭		上記超過 1 キロワット時につき	21 円 88 銭
	契約容量 10 キロボルト アンペア 以上	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 57 銭		120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 66 銭
		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 57 銭		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 66 銭
		上記超過 1 キロワット時につき	21 円 57 銭		上記超過 1 キロワット時につき	21 円 66 銭

第 4 条 第 8 項	<p>8. e パワーユースプラン メガ</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別</p>	<p>8. e パワーユースプラン メガ</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る</p>
----------------	---	--

紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロワットにつき	961 円 84 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1.に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2.に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	1 キロワット時につき	16 円 23 銭
その他季料金	1 キロワット時につき	14 円 65 銭

場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロワットにつき	961 円 84 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1.に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2.に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	1 キロワット時につき	16 円 36 銭
その他季料金	1 キロワット時につき	14 円 78 銭

第 4 条
第 10 項

10. e パワーユースプラン

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

10. e パワーユースプラン

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,023 円 23 銭
---------------	--------------

(b) 電力量料金
 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	1 キロワット時につき	17 円 25 銭
その他季料金	1 キロワット時につき	15 円 57 銭

契約電力 1 キロワットにつき	1,023 円 23 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金
 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	1 キロワット時につき	17 円 38 銭
その他季料金	1 キロワット時につき	15 円 70 銭